

損害保険料率算出団体に関する法律施行令

損害保険における基準料率に係る審査の手続の特例に関する政令

〔損害保険における基準料率に係る審査の手続の特例〕

第一条 損害保険料率算出団体に関する法律（以下「法」という。）第十条の三第二項ただし書の規定により、利害関係人の異議の申出に際し、金融庁長官が公開しないで意見聴取を行うことができる場合は、次に掲げる場合とする。

一～三 (略)

〔登記について準用する商業登記法の規定の読替〕

第一条 法第二十五条の規定において法の規定による登記について商業登記法（昭和二十八年法律第百

二十五号）の規定を準用する場合には、同法の規定中「公社」とあるのは「損害保険料率算出団体

（損害保険料率算出団体に関する法律第一条第一項第二号に規定する損害保険料率算出団体をいう。）

「と」、「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とある

のは「従たる事務所」と、「営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるものとする。

〔金融庁長官へ委任する権限から除かれる権限〕

第三条 法第二十五条の四に規定する政令で定めるものは、法第三条第一項の規定による設立の認可及び法第十四条の規定による法第二条第一項の設立の認可の取消しとする。

（新設）

第一条 損害保険料率算出団体に関する法律（以下「法」という。）第十条の三第二項ただし書の規定により、利害関係人の異議の申出に際し、金融庁長官が公開しないで意見聴取を行うことができる場合は、次に掲げる場合とする。

一～三 (略)

第一条 法第二十五条の四に規定する政令で定めるものは、法第三条第一項の規定による設立の認可及び法第十四条の規定による法第三条第一項の設立の認可の取消しとする。